



寶永元年

申七月廿一日 帳面改正

萬連年記録帳

九所豊後國海部郡佐伯海崎村
小野元祖 松崎五九郎門前代

萬連年記録帳 (二)

編集 御手洗義夫・佐藤 巧

元治元甲子年

(二八六四)

二月十七日、昼四ツ巴ノ中刻ヨリ未下刻迄、御城下
中村出火ニ御座候。中村ヨリ城下ニうつり申シ、巳
の中刻ヨリ中村出火始り午ノ上刻ヨリ城下ニうつ
り、申ノ上刻よぶく大火罹り申候。猶又未ノ中刻ヨ
リ善教寺えうつり舜時ニ善教寺焼落申候。夫ヨリ大
勢ニテ大火消掛り申し候。

数合、焼家数八拾軒、寺共

善教寺焼残ル分、土蔵、鐘ツキ堂、御門残り。

元治元子年 御蔵相場

(二八六四)

一、百八拾目 老石ニ付 尤当銀ニテ候。

同子年

一、龍顔御伴天盃頂戴

毛利伊勢守御代

元治二乙丑年ヨリ

海崎御木場、御上ヨリ商売ニ相成候。

慶應元年

(一八六五)

世上痢疫病大流行、人数多死ス。

同年

毛利伊勢守様当代城主、天そふ路山首尾能如件

丑年御蔵相場

一、貳百九拾五匁かへ 尤も当銀ニテ

慶應二年寅七月廿四日記ス

(一八六六)

一、長州御征伐騒動ニ附、実ニ和国一流大乱、日々軍義風評大方ならず。九州大名ハ小倉え出張。上方勢

ハ芸州廣嶋え出張、只火軍ヲ一トして日々倉戦前新。

此節騒動ニ附、穀類始諸品上リシテ此時

一、黒米三升

五匁七分

一、白米三升

六匁五分

一、麦安同断

三匁

右品々是ニ順じ、尤此時右御用帳の御上様他願ノ米

御買込ニ相成候。

慶應二寅九月時 改穀物高 当節尤六四匁也

一、米壹升二付

五匁八分

一、麦 同

三匁壹分

一、酒 同

四匁八分

但、酒すくなし

右此節公房様御遠行被遊候。

長州征伐



慶應二寅年

(一八六六)

一、米一升二付

五匁八分

一、麦安同

三匁七分

但、此年米・粟・綿・唐芋等諸作大凶年、不作前代未聞。尤、風損水損也。

同年夏二到り

黒米壹升二付

七匁四分二相成候。

慶應三卯年

(一八六六)

御蔵相場石別

一、三百九拾五匁替へ

尤、当札ニテ 但、金壹両六拾四匁也。

慶應二

一、寅年御蔵相場

石別五百五拾匁かへ

尤当札也。但、六拾四匁金也。

慶應年中ヨリ、是ヨリ改元明治元年ト成。

慶應三丁卯年春

(一八六七)

一、黒米相場

極々高値之節

壹升二付

銀六匁七分

一、麦安 壹升二付

五匁四分

一、唐芋 拾斗

三拾貳匁

一、同切干 拾斗

百貳拾三匁

一、酒値段壹升二付

八匁也

一、同粕 六斗二付

同七拾目

一、粉 壹升二付

同壹匁

右ハ如此事諸相場也。

一、武蔵国江戸武将城徳川家滅亡。諸大名屋敷引拂い長州・薩州・土州ヲ始め名国諸大名京都ニ召寄せ、都ニテ禁裏守護被仰付候。此節佐伯も京都え御呼登セ上京仕候。此時在方獵師御供被仰付候。但、此節公義官札取払ひニ相成り候。尤、此一乱ハ公義ヨリ異国更易より騒動起り諸所ニテ生二付、右ノ次第也。徳川滅亡ノ後、追々諸所下国ニ相成り申候。右国僧、右此節ヨリ京都支配、太政官諸事務候。

大政奉還



(一八六七)

明治元年三月中記ス。

一、此年御上より御用意ノ為、郡中百姓老石高ニ付、畑
ひえ老升宛差出ス様被仰付候。

一、同辰年ヨリ徳川家滅亡ニ相成り、此時より禁庭支配
ニ相成り申し候。

但、此時洛中洛外軍乱ニ付、諸大名京都へ御上京ニ
相成り、当御城主も上京仕、尤、二月九日当国御繫
船ニテ 同四月上旬御下向、御帰城ニ相成り至極京
都首尾よく、尚又此年ヨリ又々三步過免發上納ニ相
成り申し候。尚又、國中御役人ヲ始、萬民御儉約、
殊の外嚴敷相成申候。畧之

明治元年辰年 御蔵相場

石ニ付三百拾匁替 金老兩六拾四匁也。

同式巳年辰年ヨリ十三年限り

一、金札通用

但、老枚拾兩と同老兩与

同 老歩与

同 式朱与

同 老朱与

右四品之通用

明治二年己 御蔵相場

一、石ニ付五百目替 尤、金老兩六十四匁也。

己十一月

一、此節店相場

米 五匁式分位

麦 四匁壹分位

福粟 三匁位

切干 拾貫ニ付、 四拾五匁位

藩札



塩 壹升二付、 壹匁八分位
 篠 壹百日二付、 拾八匁位

明治二年巳十二月

毛利伊勢守様御代、御改名ニテ佐伯藩知事外御役人物御改名、諸事改革ニ相成。

同巳年 白壹分銀、同壹朱銀、

段々にせ銀正成、右二付金不計はからずへき

一、札ノ兩替自由ならず、一日ニ壹人毎ニ壹兩ヨリ上ハふ叶かなはず。此節封じ金ニテ通用為致候。

明治二巳年九月下旬ヨリ、同年二月上旬迄天氣続き、天
 でり、午正月二月上旬所々雨乞仕候。

一、金札壹兩八匁かけノ通用ニ相成。

同時

一、金札相場、六拾四匁毎ニ九かけ通用。

同十一月廿日時頃

一、同相場、同六拾四匁ニ、八六掛相場通用也。

同辰年四月 当天満宮御神前鳥居健立仕候處、同年冬大

風ニテ吹崩し又々木鳥居造立也。

明治二年巳春

(一八六九)

毛利数馬様、当国へ御引取ニ相成、白坪明神ノ脇ニ住居也。

明治貳年巳年初秋ヨリ

諸品引上ケ

一、塩 壹升二付 式匁五分宛

一、米 壹升二付 五匁八分

一、麦安 同断 三匁六分

- 一、大豆 同断 四匁式分
 - 一、綿篠 百目二付 拾八匁五分
 - 一、酒 壹升二付 七匁五分
 - 一、切干 拾メニ付 八拾目
- 尚又此頃、掛前金法ぶれ、

尤、古金徳川金ハ随分通用。

一、明治二巳年ヨリ京都も政事を持、太政官卜名附、禁
庭政事と相成申し候。諸国兵政事改格ニ相成候。
武家知行高分相応ニテ減歩ニ相成り、下民百姓共上納
ノ品等減歩ニ相成り候。

明治三庚午年三月

諸品相場

- 一、米 壹升 札五匁六分
- 一、麦安 同断 同五匁位
- 一、種子油 壹升二付 同三拾匁
- 一、酒 一升 同七匁
- 一、唐芋 十貫 同廿五匁
- 一、同切干 十貫 同七拾五匁

(一八七〇)

一、地打篠卷百目 同十八匁

但六四金也。尤、此節二月下旬ヨリ少シハ諸品よわ
きニ相成り候。但、三月節旬雨天也。

明治三巳年

(一八七〇)

一、当領内五ヶ村百姓中色々願ひをくわだて、此度頭
取ノ者共御上ヨリ召捕れ御吟味ノ上、深嶋遠嶋ニ
相成申し候。

世直し一揆



明治三年五月上旬ヨリ

諸品追々下落ニ相成り、麦作諸国共十分ノ出来也。

但シ当近辺ニテハ早麦到テ不作を捨て、ほほ満作也。小麦ハやみいりたるハ到テ不作也。

同年四月

一、たてむしろ壺枚ニ付

式匁七分ヨリ三匁迄仕候。

明治三年午

(一八七〇)

九月上旬ヨリ大雨振りニテ、右八日大洪水、并ニ大風、誠ニ古今珍敷珍敷前代未聞ノ大水也。

同月上旬十六日、又々大風ニテ兩度ノ風雨ニテ諸作いたみ、諸品あげ方ニ相成。尤、此年諸作共ニ豊作ニ御座候。浦方ニハ漁事十分ニ御座候。

同年 当惣扉 富之尾宮再建、十月十五日上棟。

当家寄進、百五拾目、并ニ松木壺本五尺廻り、

右寄進仕候。何方も分相応ニ寄進仕候。尤、其村所ニテ頭立者共世話致候。且又、其者むねあげの節ハ賑々敷、寄進百目以上の人ニハ本膳料理、同壺兩

ヨリ百目迄ノ人ニハ吸い物、同壺兩以下ノ人ニハ御神酒ばかり斗也。

明治三年ノ事

同午十月、当御藩中一乱仕、小参事御役人、間七郎

右衛門、国矢藤右衛門、山口藤右衛門、関谷藤藏、右四人御免ニ被成候。

此節、山際土屋氏御切腹仕事、落着ニ相成候。

明治三年午 御藏相場

一、石別三百八拾五匁かへ

尤、直金六十四匁兩也。

明治三年十一月廿七日頃

(一八七〇)

小参事四人出成

間七郎右衛門

山口藤左衛門

黒木常右衛門

古賀丞衛

同十一月

藩知事様、御殿御引移り

同右八日

奥方様、肥州宇土え御入興也。御年十七才ニテ

明治三庚午年十二月

(一八七〇)

一、当国士農工商御取分々御政事ニ相成候。

同年十二月九日

当藩中一乱ノ砌り、頭取ノ人々数多有之候。尤、此事露見の上、右頭取ノ人ニ御咎メを蒙り、藩中ノ武士九人入るう被仰付候。其連名左ノ通り

長谷川氏、西谷関氏、同穴見氏、

田中氏、谷川氏、本町尾間氏、

鉄砲町古川氏、高橋氏兩人

右九人

明治三年十二月 落チやく

此節、右之一条ニかたらひの人々、夫々罪ノ軽重被仰付候。右ニ付、戸倉六郎兵衛、御隠居被仰付候。

明治三年禁錮騒動起る



抑^{そもそも} 此度の一條、右九人の人々をはじめ数多の武士をかたらひ、皇国の為ト申し諸国の浪人等をかたらい、当国城下町中共ニ一乱致サセ、其砌り右一類の人々出奔致し可申、為念ノ□天命哉、露^{うげん}頭致し右ノ次第二相成候処、有増被留置^{とめおかれ}候。

此^{こゝじい}曰ク子細^{おまほれどもこれをりやくす}雖多略ス之。且又、此頃藩中政格ニ相成、下男下女等ノから請金等迄相致候。

(以下次号につづく)